

津野町林業機械整備支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、津野町林業機械整備支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、津野町林業機械整備支援事業費補助金交付要綱別表第1および第2に掲げる事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助対象事業

(1) 事業期間

原則、単年度とする。

(2) その他

機械の有効利用の観点から、当該地域又は事業の実情等に即し、必要があると認められる場合は、中古品の機械を補助対象とすることができるものとする。ただし、その場合には、次の要件を全て満たしていることとする。

ア 導入機械の修理、メンテナンスの能力のある取扱店又は正規の販売店の取扱いに係るものであること。

イ 別紙1-1による証明書により、導入した年度を含め5年以上の稼動が見込まれること。

ウ 万一機械が故障等により稼動できなくなった場合であっても、補助事業者が自力で修理し、又は更新して導入した年度を含め5年間以上稼動することを別紙1-2による確約書により確約すること。

エ 導入する機械の使用年数が「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付け林野計第134号林野庁長官通達）の「別表第2 建設機械損料算定表」における標準使用年数（該当する機械がない場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数）を超えないこと。

オ 中古機械の導入に際しても、適正な競争により価格決定を行うため、導入機械の仕様を提示し、見積り合わせ等により落札者を決定すること。

なお、中古品の在庫がない事業者は仕様を満たす新品の価格による応札により、適正価格を判断すること。

第3 補助事業者の要件

補助事業者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 法人にあっては、直近の決算書において、債務超過（貸借対照表の負債の部合計が資産の部合計を上回っている状態）でないこと。ただし、債務超過であっても、経常利益が黒字の場合は要件を満たすものとする。
- (2) 個人にあっては、直近3年の平均収支（売上から製造原価及び経費を差し引いた額）が赤字でないこと。
- (3) 町税に滞納がないこと。

第4 事業計画の作成

補助事業者が事業を実施しようとするときは、別紙2による津野町林業機械整備支援事業計画書（以下「事業計画書」という。）に次に掲げる資料を添付の上、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、直近3年の決算書
- (2) 個人にあつては、直近3年の青色申告決算書又は収支内訳書
- (3) 事業費の積算基礎となる資料（設計書、カタログ、見積書等）
- (4) 中古品（機械）の場合は、林業機械の写真及びアワーメーターが確認できる書類
- (5) 林業機械の操作に関する資格又は免許を有していることが分かる書類の写し
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、審査基準の証明に必要な書類

第5 事業計画の提出及び決定

(1) 計画の審査

町長（産業課）は、事業計画のヒアリングを行い、津野町林業機械整備支援事業審査基準により審査表（別紙3）を作成し、別紙4により町長（審査会）に提出するものとする。

(2) 計画の採択

町長は、提出があつた審査表等により優先順位を決定し、順位の高いものから事業計画の採択及び補助金額の内定を行うこととする。

(3) 採択等の通知

事業計画の採択又は不採択の結果を補助事業者に通知するものとする。

第6 委任

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。